

# 答 申 書

(答申第6号)

令和4年3月28日

福井市個人情報保護審査会

## 答 申

(第6号)

### 第1 審査会の結論

審査請求人が行った「令和3年4月27日付け監査第114号『福井市職員措置請求について(通知)』の決定に係る会議録一式」(以下「本件文書1」という。)、  
「令和3年6月28日付け監査第17号『住民監査請求に係る監査結果について(通知)』の決定に係る会議録一式」(以下「本件文書2」という。)及び「令和3年7月26日付け監査第53号『福井市職員措置請求について(通知)』の決定に係る会議録一式」(以下「本件文書3」という。)の個人情報開示請求に対し、福井市監査委員(以下「実施機関」という。)がそれぞれ行った一部開示決定は、これらを取り消し、改めて開示非開示の決定をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

実施機関が、令和3年6月25日付け監査第51号、同年8月24日付け監査第75号及び同日付け監査第76号で審査請求人に対してそれぞれ行った個人情報一部開示決定処分について、これらを取り消し、個人情報の全部開示をするとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由の要旨

審査請求人が、審査請求書及び福井市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)で行った口頭による意見の陳述において主張する審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 審査請求人の行った開示請求により開示された文書には、福井市監査事務局及び代表監査委員の発言が記載され、他の3人の監査委員の発言は非開示とされている。しかし、監査委員は誰であっても責任ある立場で仕事をしているはずであるし、今現在開示しても、率直な意見の交換ができなくなることはなく、意思決定の中立性が不当に損なわれることはない。
- (2) 監査委員は、人格が高潔で財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、市長が議会の同意を得て選任するものであるから、監査委員の発言は、できる限り公開されるべきである。
- (3) 審査請求人は福井市議会議員であるが、本会議、常任委員会、予算特別委員会などほとんどの会議は公開されており、発言は議事録に記録され誰でも閲覧できる。監査委員の会議も基本的には同じではないかと考える。

- (4) 「議選監査委員（監査委員のうち、福井市議会議員のうちから選任されるものをいう。以下同じ）について、その自由かつ率直な意見を含む発言部分を開示することになれば、議員としての活動に支障をきたす」とあるが、このことは全く理解できない。議員は通常、本会議等で自由に意見を述べ、それらは傍聴やテレビ・インターネット配信、議事録などで公開されている。これにより、厳しい批判を受けることもあるが、それは当然のことであり、よりよい政策の提案にもつながるものでもある。
- (5) 「住民監査請求に対する監査結果及びそれに係る個人情報開示請求に対する開示決定に対し、議員としての立場をもって不服行動をとることが危惧された」とあるが、私は一度も違法・不適切な行動をとったことはない。正当かつ適切に、福井市の情報公開制度に基づく情報公開請求を行っているだけである。情報公開の原則を尊重し、開示を積極的に行うべきである。

### 第3 実施機関の説明の要旨

#### 1 事実関係の経過について

- (1) 令和3年5月31日、審査請求人は福井市個人情報保護条例（平成14年福井市条例第25号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、福井市監査委員に対し本件文書1の個人情報開示請求を行った。
- (2) 令和3年6月4日、福井市監査委員は条例第21条第2項の規定に基づき、審査請求人に対し（1）に係る個人情報開示決定の期間延長を通知した。
- (3) 令和3年6月21日、福井市監査委員は対象公文書が条例第16条第6号本文に規定する非開示情報（事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報）を含むものとして、同日付け監査第37号により個人情報一部開示決定を行った。
- (4) 令和3年6月25日、福井市監査委員は（3）の個人情報一部開示決定の取消しを行うとともに、同日付け監査第51号により改めて個人情報一部開示決定を行った。
- (5) 令和3年8月2日、審査請求人は本件文書1に係る（4）の個人情報一部開示決定を不服として、条例第35条の2の規定に基づき、福井市監査委員に対し審査請求書を提出した。
- 同日、審査請求人は福井市監査委員に対し本件文書2及び本件文書3の個人情報開示請求を行った。
- (6) 令和3年8月11日、福井市監査委員は審査請求人に対し（5）下段に係る個人情報開示決定2件の期間延長を通知した。

- (7) 令和3年8月24日、福井市監査委員は対象公文書2件がいずれも条例第16条第6号本文に規定する非開示情報を含むものとして、同日付け監査第75号及び第76号により個人情報一部開示決定2件を行った。
- (8) 令和3年8月25日、審査請求人は本件文書2及び本件文書3に係る(7)の個人情報一部開示決定2件をいずれも不服として、福井市監査委員に対し審査請求書2件を提出した。

## 2 各一部開示決定の理由について

実施機関が、弁明書及び審査会での意見陳述において述べている説明の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件文書1、本件文書2及び本件文書3に係る住民監査請求監査会議記録には、住民監査請求に係る監査委員会会議（以下「監査委員会会議」という。）における監査委員の見解等が記載されている。また、代表監査委員は会議の進行及び総括を任っており、その発言内容は、監査委員全員の意見を集約したものであり、会議の内容を知るには十分なものである。

住民監査請求監査会議記録には監査委員個々の見解が記載されており、発言者及び発言内容について開示することは、監査委員の自由な発言が阻害されることによる会議の硬直化が懸念され、率直な意見の交換、意思決定の中立性、監査事務の適正な遂行を損なうおそれがある。但し、個人情報保護制度の趣旨が個人の権利利益の保護であることを鑑み、会議の内容をできる限り開示するため、代表監査委員の発言部分を開示している。

- (2) 住民監査請求監査会議記録には監査委員個々の見解が記載されているが、その中には、自己判断を含め監査委員の自由かつ率直な意見が含まれており、それらは会議において議論を尽くし適正な結論を導く過程においてなされたものである。これらの記録を開示することにより監査委員の自由な発言が阻害され、監査事務の適正な遂行を損なうおそれがあるのは(1)で述べたとおりである。

監査委員は、代表監査委員を含め4人で構成されている。このうち2名の議選監査委員においては、その自由かつ率直な意見を含む発言部分を開示することになれば、議員としての活動に支障を来すとともに、ひいては議選監査委員の選出に支障を来すおそれがある。

したがって、(1)で述べた請求者の権利利益と公益との比較衡量において、公益が優先すると認められる。

- (3) 審査請求人は福井市議会議員であるが、住民監査請求に対する監査結果及びそれに係る個人情報開示請求に対する開示決定に対し、議員としての立場をも

って不服行動をとることが危惧された。

事実、本件文書 1 に係る個人情報開示請求中に、議会において、個人として行った住民監査請求に係る一般質問を行い、議会閉会後には、地区住民に対して「福井市議会報告書」を配布している。

また、審査請求人は、同種の住民監査請求及びそれに係る個人情報開示請求を繰り返している。本来、住民監査請求の結果に不服があるときは、地方自治法第 242 条の 2 の規定に基づく住民訴訟という制度があるにもかかわらず、自らが議員であるという立場をもって先に述べたような手段をとっているのである。

これらの不服行動により、監査委員個々の見解までもが衆人の批評の対象にさせられることは、住民監査請求において監査委員が適正な審査結果を導き出すための意思形成の場としての会議の機能が失われる危険性も十分に考えられ、結果として、会議における率直な意見の交換及び意思決定の中立性、監査事務の適正な遂行を損なうおそれがあると認められる。

#### 第 4 審査会の判断

##### 1 はじめに

審査請求人は、本件文書 1、本件文書 2 及び本件文書 3 の開示請求を個人情報開示請求によって行っている。

これに対し、実施機関は、審査請求人の個人情報に直接は該当しないと考えられる箇所も開示をしており、個人情報開示請求の範囲を超えて開示が行われている。

この理由について、実施機関に確認したところ、審査請求人は、本件文書 1、本件文書 2 及び本件文書 3 の開示請求にあたり、当初は、情報公開請求に基づき請求を行おうとしたところ、個人情報開示請求によれば、情報公開請求では開示できない個人情報に関する情報まで開示可能となることから、個人情報開示請求による方法を審査請求人に勧めたことによるものであり、実施機関も、情報公開請求と個人情報開示請求を兼ねた請求であると取り扱っていることに起因するものであった。

情報公開請求と個人情報開示請求とでは、適用条例が異にし、開示範囲、非開示理由等も異なるため、このような取り扱いには若干問題がないわけではないが、一つの請求により、できるだけ広く情報開示ができるように配慮している点は、情報公開の制度趣旨にもかなうものではある。その一方で、根拠条例を曖昧にしたままで、開示（非開示）決定がされるおそれがあり、ひいては開示（非開示）

決定に誤りが生じるおそれがあるから、開示請求人に負担をかけないような方法で、情報公開請求、個人情報開示請求のいずれの、あるいは両方の請求を行っているかを明らかにする工夫が必要である。

本件では、審査請求人、実施機関のいずれも、情報公開請求と個人情報開示請求の両方がなされているとの認識を持っていることが認められるので、当審査会は、両請求がされたとの前提で、検討を行うこととした。

## 2 各一部開示決定の妥当性について

実施機関は、本件文書1、本件文書2及び本件文書3それぞれに係る個人情報一部開示決定3件の全てにおいて、非開示理由として条例第16条第6号本文の「その他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」に該当する旨主張する。また、福井市情報公開条例（平成8年福井市条例第29号。以下「情報公開条例」という。）第7条第5号には、条例第16条第6号と同一内容の非開示理由が定められていることから、審査請求人の情報公開請求については、非開示理由として情報公開条例第7条第5号本文の「その他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」に該当する旨主張するものと解される。

そして、この「支障を及ぼすおそれ」の具体的な内容として、①監査委員の自由な発言が阻害され、会議の硬直化し、率直な意見の交換、意思決定の中立性、監査事務の適正な遂行を損なうこと（前記第3の2の（1））、②議選監査委員の議員としての活動に支障を来たすとともに、議選監査委員の選出に支障を来たすこと（同（2））、③これまでの審査請求人の言動からして、開示された情報をもとに不服行動にでるおそれがあること（同（3））をあげている。

ここでの「支障を及ぼすおそれ」は、その「支障」について名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性など具体的なものが必要とされるものである。しかし、実施機関においては、これを個別具体的に検討したとは認められず、開示、非開示の判断は、監査委員の発言のうち、開示に同意した委員の発言は開示し、同意しなかった委員の発言は開示しないものとされ、結局のところ、発言者の同意の有無により開示するか否かの判断を行っている。そうなると、条例及び情報公開条例に定められた非開示理由の有無の検討の結果としての判断がされていないと言わざるを得ず、そのような基準でなされた各一部開示の決定は、相当性を欠くともものというべきである。

また、本件審査請求人は、福井市議会議員であるところ、実施機関は、本件個人情報開示請求における一部開示決定は、審査請求人が福井市議会議員でなかつ

たら、開示の範囲が異なっていた可能性がある旨述べている。しかし、開示請求の主体について、条例は「何人」(条例第14条第1項)、情報公開条例は「市民」(情報公開条例第5条第1項)と定め、いずれの条例においても、他の手段で情報収集ができるものをその主体から除外するような規定は存在しないのであるから、福井市議会議員であることで判断が異なる可能性があることを指摘すること自体容認できるものではない。

さらに、実施機関の考える「支障を及ぼすおそれ」の多くは、本件審査請求人が、取得した情報をもとに不服行動にでるおそれがあることに起因するものであるところ、個人情報開示制度により開示された個人情報の用途については請求人に委ねられるものであるし、情報公開制度によって開示された情報は、市民共有の財産としての情報として、ときには批判の対象となりながら、市政の推進に活かされるべきものであるから、このような情報に基づき批判されることをおそれ、非開示とすることは本末転倒というべきであり、このような理由を非開示理由として掲げること自体、およそ不適當なものと言わざるを得ない。

### 3 結論

以上のことから、当審議会は実施機関に対し、審査請求人が福井市議会議員であることを理由に異なる判断をすることがないように求めるとともに、本件文書1、本件文書2及び本件文書3のいずれの文書においても、条例又は情報公開条例に基づく判断がなされたとは言いがたい状況であることから、改めて開示非開示の決定をすべきものと考え、当審査会は頭書結論に至ったものである。

令和4年3月28日

福井市個人情報保護審査会

会長 安藤 健

【 審 査 会 の 経 過 】

年月日	審査の経過
令和3年 9月13日	諮問書受理（実施機関 福井市長）
令和3年12月10日	第1回目審査会 （審査請求人及び実施機関意見陳述、審議）
令和3年12月27日	第2回目審査会（審議、答申案検討）
令和4年 3月17日	第3回目審査会（答申案検討）
令和4年 3月28日	答申

【福井市個人情報保護審査会委員】

氏 名	現 職	備 考
安 藤 健	弁護士	会長
池 田 岳 史	福井工業大学教授	会長職務代理者
岩 本 好 文	行政経験者	
島 川 由美子	福井男女共同参画ネットワーク理事	
坪 川 貞 子	行政書士、社会保険労務士	

（氏名は、五十音順）